

# 平成 30 年度 沼津市 津波対策計画策定業務委託 公募仕様書

## 1 業務目的

「沼津市地震・津波対策アクションプラン」では、静岡県第 4 次地震津波被害想定を基に、必要な対策を整理した。これを受け、津波避難タワーの建造や、津波避難ビルの指定など津波対策事業を実施してきた。また、「災害避難行動計画策定支援業務」では、早急に対策が必要な津波避難について、確実な避難行動を実現するため、その重要性を地域住民に周知し、意識付けを行うとともに、的確な避難場所の周知や避難経路の選定などを行った。

このことを踏まえた「平成 29 年度津波対策効果検証業務」で、いままでの減災効果を検証し、津波避難困難地区を抽出した。

本業務は、この成果を活かし、津波避難困難地区の解消を図るため、的確な避難行動の実施による効果や、避難行動では解消されない課題への解決策を盛り込んだ津波対策計画を策定するものである。

なお、計画策定に当たっては、総合計画や都市計画マスタープラン等の市の諸計画と整合を図るとともに、現在、都市計画部において策定作業中である立地適正化計画の内容を踏まえ、市街地における津波浸水想定区域の居住誘導のための対策の整理、検討に資するものとなるよう、十分に都市計画部との調整を行うこととする。

## 2 業務内容

### (1) 計画対象範囲

本業務における計画策定の対象範囲は、静岡県第 4 次地震被害想定に基づく、「沼津市津波ハザードマップ」における津波想定浸水域と、津波避難訓練対象区域を基本とする。

### (2) 津波対策計画の基本概念的整理

- ① 計画策定に当たってのソフト・ハード両面の対策の基本的概念について整理する。
- ② 本計画におけるソフト・ハード対策の範囲を明確にする。

### (3) 避難行動の最適化及び避難場所拡充による津波避難困難地区解消の具体的検討

- ① 作成済の各地区における津波避難行動計画に関する課題の明確化
- ② 避難行動の最適化による効果の測定
  - ア 「平成 29 年度津波対策効果検証業務」結果について検証する。
  - イ 避難行動の最適化(避難場所事前配分及び避難開始時間短縮など)による効果を測定する。  
また、最適化の条件として、避難行動要支援者対策(協力体制の構築、地域における情報伝達手段及び自動車を使用した避難の可否など)や、夜間対策についても、最適化の一態様として検討する。
  - ウ 津波想定浸水域と津波避難訓練対象区域の避難行動上の連携に関し、検討する。
  - エ 沼津港などの浸水想定域内における集客施設を洗い出し、利用状況と利用時間を検証の上、観光客の避難体制・避難行動を検討する。
  - オ 上記を基に、避難行動の最適化による津波避難困難地区の変化を測定し、図示する。

### ③ 避難場所の検討

- ア ①及び②の検討後に残る津波避難困難地区において、津波避難ビルの拡充、自然地形の活用の可能性について、避難経路のあり方を含め検討し、整理する。
  - イ 津波避難ビルについては、以下の点について考察・整理すること。
    - i 現行指定要件による未指定建物の特定
    - ii 指定要件緩和（SB 造、浸水深を踏まえた2階建て等）に係る課題（耐浪性、波圧計算の必要性等）及びビル拡充効果
    - iii 「基準水位」を活用する場合の課題（耐浪性、波圧計算の必要性等）及びビル拡充効果
    - iv 事実上の避難場所（準避難ビル）として3階建て一般家屋等の活用可能性の検討
    - v i～ivによる検討後の津波避難ビル等の活用可能な建物の抽出及び図示
  - ウ 自然地形については、以下の点について考察・整理すること。
    - i 周辺区域も含めた浸水想定区域の地形の特性
    - ii 浸水深との比較及び避難場所として活用可能なエリア抽出
    - iii 避難場所となり得るエリアへの経路の検討
    - iv 課題抽出及び対応策の検討
    - v i～ivによる検討後の活用可能なエリアの図示
  - エ イ及びウの検討結果を踏まえ、新たな避難場所のカバーエリアを図示する。
- ④ ②及び③の検討後に残る津波避難困難地区の精査及び対策の検討
- ア 残る津波避難困難地区の特定及び当該区域の属性（人口、道路状況など）を図示する。
  - イ 当該地区におけるオープンスペースの有無及び土地所有者を確認し、図示する。
  - ウ 当該地区における新たな避難施設（タワー、人口高台、津波避難路及び滞留場所等）の整備の可能性（規模、位置、概算コスト及び整備期間等）及び効果を考察する。
- ⑤ ②～④までの検討による全体的な効果を以下の点から考察する。
- ア すべての津波避難困難地区解消の達成の可否を確認する。
  - イ 達成できない場合⇒②～③の検討内容を点検し、必要に応じて補強する。
  - ウ 最終的にすべての津波避難困難地区が解消されるまでイの作業を継続する。

## (4) 津波対策計画(案)作成と住民説明会

### ① 津波対策計画（案）の作成

- ア 津波避難困難地区解消の対策について、全体を概括する。
- イ (2)～(3)までの検討内容を地区ごとに（連合自治会単位で）まとめる。
- ウ その際、津波避難困難地区解消までの時間軸、想定コスト、都市計画等の法規制との調整事項を明示する。
- エ 浸水想定区域における避難場所の配分について、データベースを作成する。
- オ 今後の課題として、以下の点について整理する。
  - i その他の避難阻害要因と対策の方向性の検討  
津波避難を円滑に実行する際に妨げとなる、ブロック塀や家屋の倒壊、道路閉塞、延焼危険性などの避難阻害要因を整理し、今後の都市防災施策展開の方向性を検討する。
  - ii 防災関連諸計画との調整  
本計画で検討した対策について、沼津市地域防災計画、沼津市業務継続計画、沼津

市地震・津波対策アクションプランとの調整事項を抽出し、見直し案も併せて提示する。

カ 計画概要版と、説明用 PowerPoint データの作成

② 住民説明会の実施等

ア 各地区の対策に係る住民説明の方法を検討する。

イ 有識者を活用すること。なお、有識者については、「自助」「共助」に対策の重心を置いていることを一義的な条件とし、その選定に当たっては市の承認を得ることとする。

ウ 住民説明会を実施する。時期については、市と別途協議する。

エ 説明会は、「戸田地区」・「西浦地区」・「内浦地区」・「静浦地区」・「第三中、第三下香貫、第三我入道地区」・「第四地区西・第四地区東」「第二地区・第二地区北・千本地区」の7地区に分け、2回ずつを目安とする。

(5) 津波対策計画の作成

住民との合意形成に留意し、津波対策計画と、津波対策計画概要版を作成する。

3 報告書作成及び成果品

本業務の成果を報告書として以下のとおり取りまとめる。

業務内容結果報告書	1部
製本	5部 (A4版を基本とするが、書式は任意とする)
津波対策計画概要版	13部
電子データ(正副)	2セット(説明用PowerPointデータも含む)

4 打合せ協議

打合せ協議は、着手時、各地区説明会前、納品時を予定する。打ち合わせ協議については、重要事項や内容などに疑義が生じた場合、適宜打合せ・協議を行う。

5 特記事項

- (1) 本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。
- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (3) 受託者は、必要に応じて現地調査を行い、計画対象範囲の状況を的確に把握する。
- (4) 受託者は、必要に応じて各地区において住民、事業所などにヒアリングを行う。
- (5) 受託者は、必要に応じて国や県などの関係機関との協議、調整を行う。
- (6) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施に当たり個人情報を取り扱う場合は、沼津市個人情報保護条例(平成12年条例第38号)及び個人情報の保護に関する法令などを遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (7) 成果品に関する著作権及びそれに類する一切の権利は委託者に帰属するものとする。
- (8) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、沼津市及び受託者が協議のうえ定めるものとする。